

# 住民税(町県民税)が変わります!

## ○国から地方への税源移譲により税率が変わります

国から地方への補助金を減らす代わりに、国(所得税)から地方(住民税)に税源を移譲し、地方が真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるようにする、いわゆる「三位一体の改革」に伴い、平成19年度より住民税の税率が下記のように変わります。

(平成18年度まで)  
課税所得金額により  
5%・10%・13%



(平成19年度より)  
一律 **10%** (県4% 町6%)

一般的に住民税が増えますが、その分所得税が減るため、**住民税と所得税の総額は変わりません。**

### 例① 給与収入500万円(夫妻・子2人)の場合

【H18】住民税76,000円・所得税119,000円 → 【H19】住民税135,500円・所得税59,500円 (総額±0)

### 例② 給与収入300万円(独身)の場合

【H18】住民税64,500円・所得税124,000円 → 【H19】住民税126,500円・所得税62,000円 (総額±0)

\* 上記とは別に、**定率減税の廃止**等があるため、収入、扶養などの控除が以前と全く同一の場合でも、今年度と比べて来年度の税額が増えることがあります。

注) 定率減税前の税額です。

■ 問い合わせ先 / 税務課 電話 52-2671 情報 38-4254(仁多地域)・20-4254(横田地域)

# スポーツ安全保険 1000万人のガンバリサポート!!



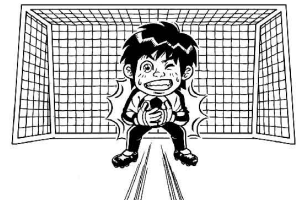
5名以上の団体で  
ご加入ください

対象となる事故

グループ活動中の事故  
往復中の事故

保険期間

平成19年4月1日午前0時より  
翌年3月31日午後12時まで  
(申込受付は平成19年3月から)



## 加入区分・掛金・補償金額

団体	加入区分	掛金 (※)	対象範囲	保険金額				賠償責任保険 (支払限度額)	共済見舞金
				傷害保険					
				死亡	後遺障害 (障害)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子どもの団体	A	500円	中学生以下の子ども スポーツ活動を行わない大人 (高校生以上)	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償 1事故 500万円 (各免責金額1,000円) 上記補償に身体・財物賠償合算 1事故 500万円を加算	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 160万円
	AW <sup>アールワーク</sup> (中学生以下の方が ご加入できます。)	1,050円	中学生以下の子ども	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	1事故 500万円を加算 (免責金額1,000円)	対象となりません
	AC	1,000円	A, AW <sup>アールワーク</sup> の子ども(中学生 以下)の指導・支援として一 緒にスポーツ活動を行う大人 (高校生以上)	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
	C	1,500円	上記以外の個人練習、個人活動など (学校管理下を除く。)	100万円	150万円	1,000円	500円		
大人の団体	A	500円	高校生以上の文化活動団体	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故 5億円 財物賠償 1事故 500万円 (各免責金額1,000円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 160万円
	B	800円	老人クラブなどの団体	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	C	1,500円	高校生以上のスポーツ活動団体	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	D	9,000円	危険度の高いスポーツ活動団体	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

※「子ども」とは中学生以下及び特別支援学校の児童、生徒及び幼児を、「大人」とは、高校生以上の生徒、学生、社会人などをいいます。

※同一団体で1口しか加入できません。中途加入する場合、中途脱退する場合も年間掛金を適用します。加入後の加入者の入換え、加入区分の変更はできません。

※掛金には(財)スポーツ安全協会が運営する「共済見舞金制度」の掛金、1人20円が含まれています。

## 財団法人 スポーツ安全協会 島根県支部 (島根県体育協会内)

〒690-0016 松江市上乃木10丁目4番2号 島根県立水泳プール内 TEL 0852-21-5388  
電話受付時間: 午前8時30分~午後5時(土、日、祝日、12月29日~1月3日を除く。)

〈共同保険会社〉

あいおい損害 共栄火災 損保ジャパン  
日新火災 ニッセイ同和損害 日本興亜損害  
大同火災 東京海上日動  
富士火災 三井住友海上

保険については東京海上日動を幹事会社として、  
上記損害保険会社10社との共同保険となっております。  
(2007年4月現在予定)

保険の詳細内容、資料の請求は、  
ホームページをご覧ください。

<http://www.sportsanzen.org>

●資料請求は、FAXでも受け付けております。0120-104442 (FAX専用)